

中津市鍼灸マッサージ師会会則<一部抜粋> 2015/01/08

第1章 総則

- 第1条 本会は中津市鍼灸マッサージ師会と称する。
- 第2条 本会は斯道の昂揚、學術の研鑽、融和団結を図り、且つ会員の福祉を増進することを目的とする。
- 第3条 本会は主たる事務所を会長宅に置き、必要の時に支部又は連絡所を置くことが出来る。

第2章 会員

第4条

- 第1項 会員は、正会員と準会員より構成される（改 H22 年）。（以下正会員は会員と記す）
- 第2項 会員は中津市に居住し若しくは施術所を有する按摩・マッサージ・指圧師、鍼師、灸師の有資格者であり、準会員においては、本会の運営に協力する有資格者以外の者とする（改 H22 年）。

第5条 入会に関する事項

- 第1項 本会に入会を希望する者は入会届書に記入捺印し、免許証又はその写しに入会金を添え会長に届け出なければならない。但し準会員においては、その限りではない（改 H22 年）。
- 第2項 前項の入会金は理由の如何を問わず払い戻しはしない。

第7条 報告事項

次の場合直ちに会長に報告しなければならない。

- 第1項 新たに開業した時。
- 第2項 本籍、現住所、氏名又は施術所変更の時。
- 第3項 廃業又は休業の時。
- 第4項 死亡の時。

第8条 資格喪失

次の場合は会員の資格を失う。

- 第1項 按摩・マッサージ・指圧師、鍼師、灸師免許以外の施療した場合。
- 第2項 正当の理由なく会費を6ヶ月以上未納した時。
- 第3項 正当の理由なく本会会則に違反した場合。
- 第4項 著しく本会の名誉を傷つけ、総会に於いて退会又は除名を決議された場合。
- 第5項 禁固以上の刑に処せられた場合。
- 第6項 死亡又は廃業した場合。

第3章 役員等

第9条 役員に関する事項

本会に次ぎの役員を置く。

- ①会長 1名。
- ②副会長 2名。
- ③財務会計部長 1名（改 H22 年）。

- ④会計監査 2名。
- ⑤顧問、理事。但し顧問、理事は会長の委嘱とする。
- ⑥保険審査員 若干名 保険審査及び事務処理に関しては事務員を置くことが出来る
(改 H21 年)。
- ⑦前項の役員は総会において会員の中から選出する。

第 10 条 任期に関する事項

- 第 1 項 役員の任期は 2 ヶ年とする。但し、再選は妨げない。
- 第 2 項 補欠で就任した者の任期は、前任者の在任期間とする。
- 第 3 項 現任者は任期満了の後、後任者が就任する迄、その職務を行うものとする。

第 6 章 表彰並びに弔慰

第 23 条 会員の表彰に関する事項

本会に功労あり又は会員の模範行為顕著なる者は役員会及び総会に諮り是を表彰する事が出来る(30 年以上所属し一身上の都合で退会するもの)。

第 24 条 弔慰及び見舞に関する事項

- ①死亡、病気、災害に関しては相当の金品を贈り、弔慰、見舞いをするものとする。
- ②前項の金額其の他に関しては総会の決議を経て是を定める。

・表彰及び弔慰見舞規定

第 1 条 本会の表彰、弔慰に関する規定に定むるところに依る。

第 2 条 表彰は会則 24 条の規定に依る。

第 3 条 死亡の場合次の弔慰金を贈るものとする。

- ①本人死亡の場合……………金 20,000 也
- ②会員入院の場合(2 週間以上)……………金 5,000 也
- ③会員の生計を一つにする同居家族死亡の場合…金 3,000 円也 及び弔電
但し弔電の不必要のものについては金 5,000 円とする。

第 4 条 会員の住宅が火災になった場合は、次の通りとする。

- ①全焼した時……………金 20,000 也
- ②半焼した時……………金 5,000 也
(火災の度合いによって執行部一任とする)

③近火の場合……………見舞いのみ

第 5 条 会員の住宅が水害となった場合次の通りとする。

- ①床上浸水……………金 5,000 也
- ②家屋流失の場合……………金 20,000 也

第 6 条 規定は平成 22 年 4 月 18 日より発効する。

第 8 章 付則

第 28 条 会則の交付

この会則は平成 22 年 4 月 18 日より発効する。

*当ファイルを無断でダウンロードし、当会の許可無く複製・編集することを禁じます。また、当「規約の抜粋」がすべての規約を保障するものではありません。(2015/01/08)